

## 浜岡原子力発電所 1,2号機 廃止措置計画変更認可申請の概要

当社は、2015年3月16日、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の33第3項の規定に基づき、「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画」の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しました。申請の概要は以下のとおりです。

### 1 変更申請の概要（申請の内容）

#### (1) 解体物量の見直し

第1段階で実施した施設の汚染状況調査結果をもとに、放射能レベルの区分および解体物量を見直しました。（図1参照）

#### (2) 第2段階における解体工事計画の策定

- 施設の汚染状況調査および解体物量見直し結果をもとに、第2段階の解体工事計画を策定しました。（図2参照）
- 第2段階で解体撤去または解体に着手する主な原子炉領域周辺設備は以下のとおりです。
  - ・タービン本体、主復水器、給復水系機器、ほう酸注入系機器、主蒸気配管、1,2号共用排気筒等（図3参照）
- 原子炉領域の設備（原子炉圧力容器、炉内構造物、原子炉格納容器）の汚染状況調査を継続実施します。
- 原子炉圧力容器等の除染を実施します。

#### (3) 放射性廃棄物の処分方法

- 第2段階では、放射性廃棄物として扱う必要のないものおよび分別・除染により放射性物質として扱う必要がなくなるもの（クリアランス対象物）から解体し、できるだけクリアランス物として扱えるようにしていきます。
- 第2段階以降に発生する放射性廃棄物については、第2段階に着手するまでに廃棄先を定めることとしておりましたが、発生した放射性廃棄物の廃棄先が決まるまでの間、1,2号機の建屋内等に安全に保管します。

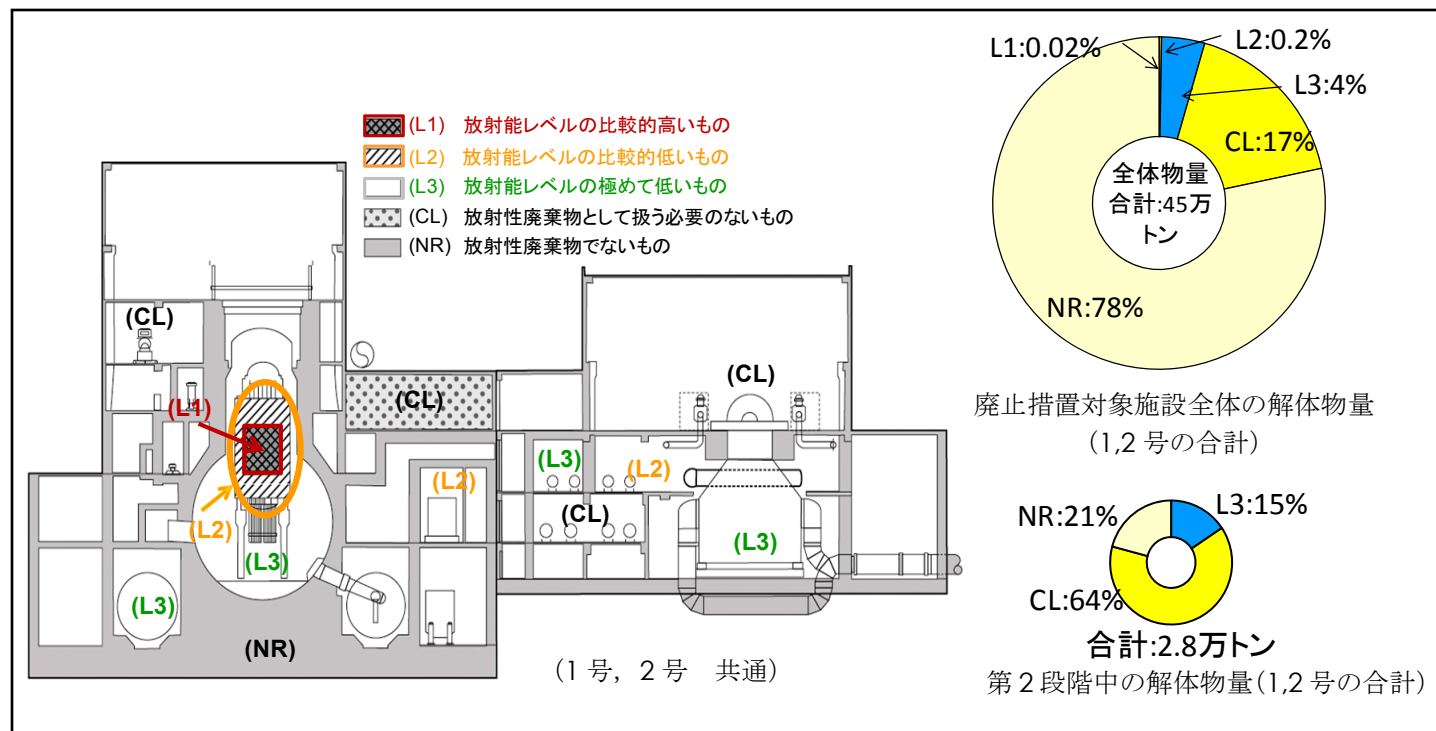


図1：主な廃止措置対象施設の推定汚染分布と解体物量（汚染状況調査結果反映後）

2009～2014年度	2015～2022年度	
第1段階 解体工事準備期間	第2段階 原子炉領域周辺設備解体撤去期間	
	タービン本体	
	タービン建屋内機器（主復水器、給復水系機器 等）	
	原子炉建屋内機器（ほう酸注入系機器、主蒸気配管 等）	
汚染状況調査		
系統除染	原子炉圧力容器の除染	
	1,2号共用排気筒	希ガスホールドアップ建屋*
管理区域外の設備		

※）放射性的の希ガスを活性炭により捕捉し減衰させる設備を設置している建屋

図2：第2段階中の解体工事計画の概要

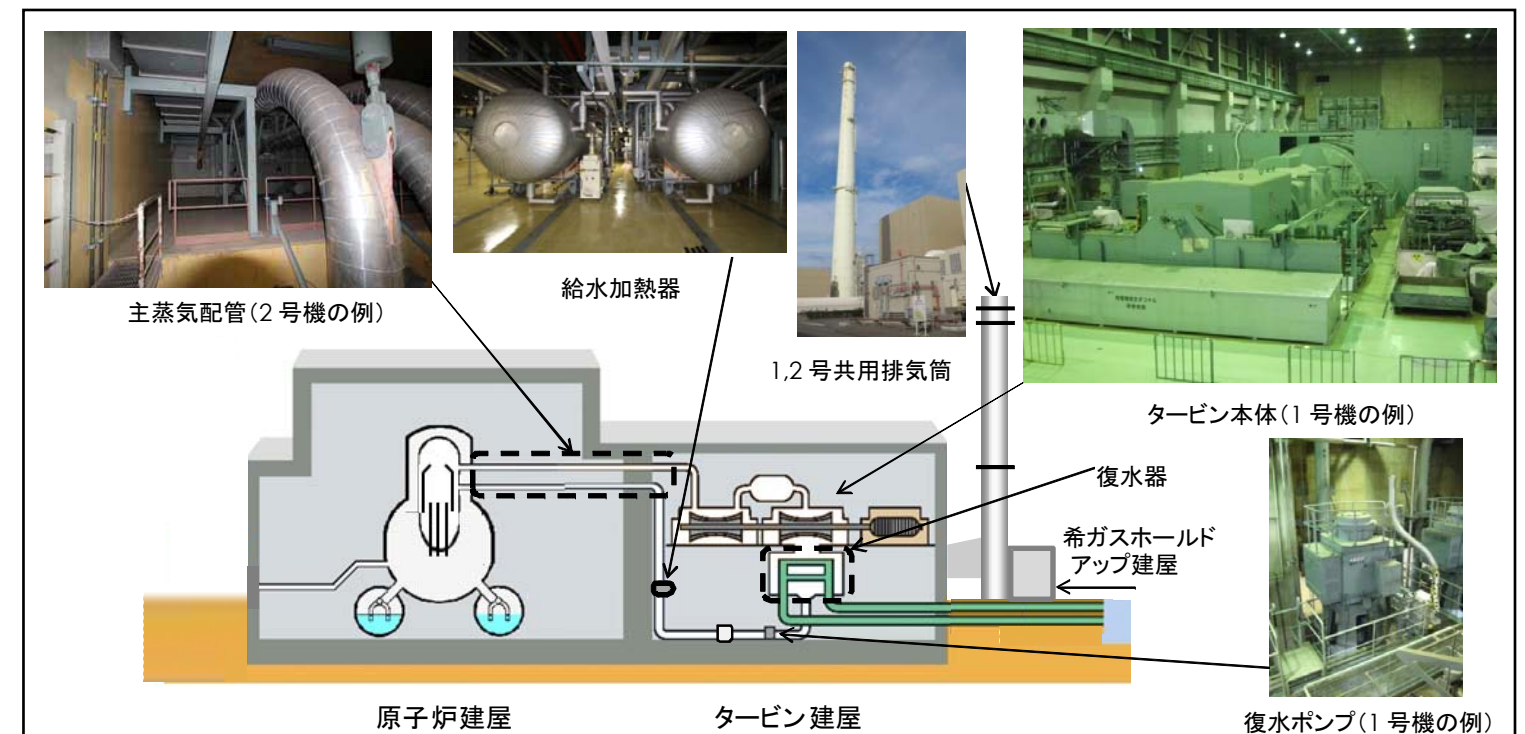


図3：第2段階の原子炉領域周辺設備解体撤去の対象設備の例

## 2 浜岡 1,2 号共用排気筒の解体撤去について

浜岡 1,2 号共用排気筒は、2004 年 12 月、排気ダクトとの接続部で「風渦励振※」によるひび割れが確認され修理を施していますが、その後、廃止措置段階であることを踏まえた恒久対策を検討してきました。

この度、この検討結果を踏まえ、以下のとおり、第 2 段階の早い段階で同排気筒の解体撤去を行うこととしました。

※) 風渦励振は、風によって細長い構造物（塔・桁・電線等）に生じる振動の一つであり、物体の断面形状と固有振動数で決まる一定の風速域で発生します。構造物の背後（風下側）に生じる流れの渦（うず）が原因で風方向に対して直角の方向に振動（共振）します。

### 【検討結果】

- 1 年間の周辺公衆の線量を評価した結果、排気の放出高さを 0m（地上高さ）としたとしても、運転中の線量の評価を下回ることが確認されたため、当初計画であった排気筒建替の予定を見直し、建屋からの排気は排気筒を用いないこととしました。

### 【解体撤去工事の概要】

- 排気筒につながる排気ダクトを切断し、新たに排気口を設け、放射線をモニタリングしながら排気するよう、排気経路の変更工事を行います。その後、排気筒を解体撤去します。（図 4 参照）
- 本工事は風渦励振対策も兼ねていることから第 2 段階の早い時期に実施します。

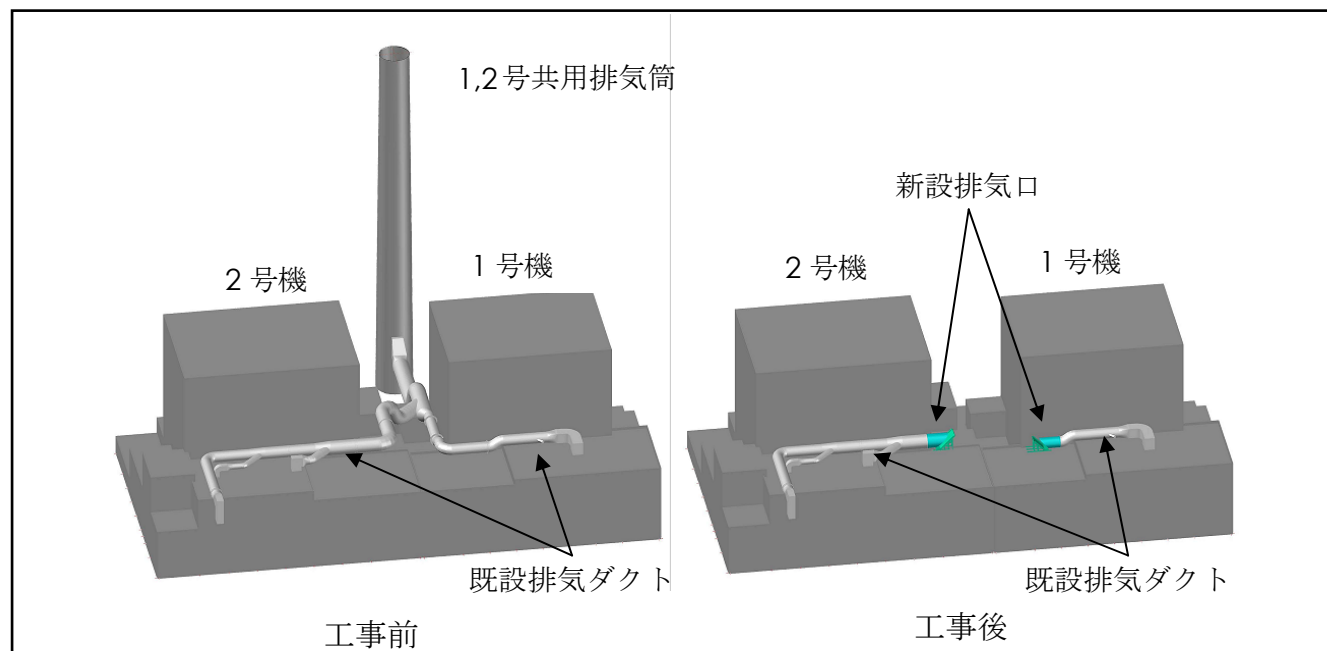


図 4：排気筒解体撤去工事概要図

以 上